

定 款

社会福祉法人 みその児童福祉会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 乳児院の経営
 - (イ) 児童養護施設の経営
 - (ウ) 母子生活支援施設の経営
 - (エ) 軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 保育所の経営
 - (イ) 児童家庭支援センターの経営
 - (ウ) 幼保連携型認定こども園の経営
 - (エ) 障害児相談支援事業及び特定相談支援事業の経営
 - (オ) 老人デイサービス事業の経営
 - (カ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (キ) 児童自立生活援助事業の経営
 - (ク) 養育支援訪問事業の経営
 - (ケ) 地域子育て支援拠点事業の経営
 - (コ) 病児保育事業の経営
 - (サ) 社会的養護自立支援拠点事業の経営
 - (シ) 妊産婦等生活援助事業の経営
 - (ス) 子育て世帯訪問支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人みその児童福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯や経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岡山県岡山市北区天神町6番34号に置く。

2 前項のほか、次の従たる事務所を置く。

- (1) 愛知県名古屋市長区鳴海町薬師山156番地
- (2) 鳥取県米子市上後藤4丁目2番36号
- (3) 高知県高知市新本町1丁目7番30号
- (4) 広島県廿日市市地御前1895番地2

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。招集

は、開催日の5日前までに通知する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とする。

4 前項の専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 職員のうち若干名を参事とする。

3 参事及びこの法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第25条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、評議員会及び理事会に出席して助言をすることができる。

4 顧問の任期は、理事会の議決後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。招集は、開催日の5日前までに通知する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長は、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岡山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山県知事の承認は必要とし

ない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、

理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人みその児童福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

第1条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	江 草 安 彦
理 事	岩 渕 勝 好
〃	江 草 明 彦
〃	日 下 不 二 雄
〃	熊 敬 子
〃	小 池 将 文
〃	近 藤 弦 之 介
〃	佐々木 仲 子
〃	清 水 康 之
〃	末 光 茂
〃	仁 木 壯
〃	横 山 史 子
監 事	杉 本 忠 史
〃	田 中 一 宏

第2条 この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成20年3月19日）から施行する。

附 則（平成21年10月26日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日（平成21年12月9日）から施行する。

附 則（平成23年3月25日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日（平成23年5月30日）から施行する。

附 則（平成24年5月24日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日（平成24年6月26日）から施行する。

附 則（平成27年5月24日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日（平成27年9月17日）から施行する。

附 則（平成27年10月24日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日（平成28年3月18日）から施行する。

附 則（平成28年5月22日理事会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（平成28年6月14日）から施行する。

附 則（平成28年11月26日理事会議決）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、評議員選任・解任委員会に関する規定は、岡山県知事の認可を受けた日（平成29年1月17日）から施行する。

附 則（平成29年10月21日評議員会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（平成29年11月6日）から施行する。

附 則（平成30年3月24日評議員会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（平成30年5月10日）から施行する。

附 則（令和2年3月21日評議員会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和2年4月21日）から施行する。

附 則（令和2年6月8日評議員会議決）

この定款は、令和2年6月8日から施行する。

附 則（令和2年10月20日評議員会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和2年12月14日）から施行する。

附 則（令和3年3月23日評議員会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和3年4月6日）から施行する。

附 則（令和3年10月23日評議員会議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和3年11月15日）から施行する。

附 則（令和3年10月23日評議員会議決）
この定款は、吸収合併の登記の日から施行する。

附 則（令和4年6月26日評議員会議決）
この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和4年8月5日）から施行する。

附 則（令和5年3月6日評議員会議決）
この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和5年3月15日）から施行する。

附 則（令和5年6月17日評議員会議決）
この定款は、令和5年6月17日から施行する。

附 則（令和5年10月29日評議員会議決）
この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和6年1月16日）から施行し、令和5年10月29日から適用する。

附 則（令和6年3月23日評議員会議決）
この定款は、岡山県知事の認可を受けた日（令和6年5月28日）から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 基本財産

1 土地

所 在 ・ 地 番	地 目	地 積
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山156番	宅 地	871.62 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山157番1	宅 地	872.74 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山158番1	宅 地	426.44 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山158番3	宅 地	479.33 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山159番	宅 地	1,090.90 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字乙子山1番1	学校用地	3,037.00 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字乙子山1番11	学校用地	440.00 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字乙子山61番1	宅 地	195.56 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字乙子山61番3	原 野	95.00 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字乙子山62番1	雑種地	240.00 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山136番3	宅 地	70.77 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山136番4	宅 地	77.98 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山137番	宅 地	394.50 m ²
愛知県名古屋市緑区鳴海町字薬師山155番1	宅 地	1,079.34 m ²
小 計	14筆	9,371.18 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目739番1	宅 地	4,412.58 m ²
鳥取県米子市東倉吉町139番1	宅 地	1,898.42 m ²
小 計	2筆	6,311.00 m ²
島根県出雲市今市町字半沢286番2	宅 地	226.46 m ²
小 計	1筆	226.46 m ²
広島県呉市和庄登町5番3	境内地	696.00 m ²
小 計	1筆	696.00 m ²
高知県高知市新本町一丁目26番2	宅 地	142.56 m ²
高知県高知市新本町一丁目27番2	宅 地	149.97 m ²
高知県高知市新本町一丁目27番1	宅 地	19.10 m ²
高知県高知市新本町一丁目164番	宅 地	793.38 m ²
高知県高知市新本町一丁目164番1	宅 地	140.41 m ²
高知県高知市新本町一丁目165番	宅 地	790.08 m ²
高知県高知市新本町一丁目32番5	宅 地	547.91 m ²
高知県高知市新本町一丁目33番1	宅 地	765.60 m ²
高知県高知市栄田町三丁目523番	宅 地	325.90 m ²
高知県高知市新本町一丁目161番	宅 地	700.82 m ²
高知県高知市新本町一丁目162番1	宅 地	663.80 m ²
高知県高知市新本町一丁目163番1	宅 地	690.13 m ²
高知県高知市新本町一丁目164番2	宅 地	132.79 m ²
小 計	13筆	5,862.45 m ²
広島県廿日市市地御前字田屋299番3	宅 地	1,652.58 m ²
広島県廿日市市阿品台一丁目3035番9	宅 地	227.07 m ²
広島県廿日市市地御前字田屋1895番2	宅 地	15,573.28 m ²
広島県廿日市市地御前字木上285番1	山 林	5,830.00 m ²

小	計	4筆	23,282.93 m ²
合	計	35筆	45,750.02 m ²

2 建 物

所 在	種 類	構 造	床 面 積
愛知県名古屋市長区鳴海町 字薬師山159番地外	児童養護施設	鉄筋コンクリート・木 造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	493.75 m ²
	児童養護施設	木造合金メッキ鋼 板ぶき2階建	469.48 m ²
	児童養護施設	木造合金メッキ鋼 板ぶき2階建	469.48 m ²
愛知県名古屋市長区鳴海町 字薬師山155番地	児童養護施設	鉄筋コンクリート造 銅板葺3階建	862.49 m ²
愛知県名古屋市長区鳴海町 字乙子山1番地1	園 舎	鉄筋コンクリート造ス トール鋼板葺2階 建	1,489.29 m ²
	園 舎	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき3階建	659.88 m ²
	休 憩 所	軽量鉄骨造合金 メッキ鋼板ぶき平 家建	10.42 m ²
小 計		7 棟	4,454.79 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目 739番地1	養護施設	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	705.53 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目 739番地1	階 段 室	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	59.17 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目 739番地1	寄 宿 舎	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	426.26 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目 739番地1	寄 宿 舎	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	826.18 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目 739番地1	乳 児 院	鉄骨造合金メッ キ鋼板葺2階建	770.61 m ²
鳥取県米子市上後藤四丁目 739番地1	乳 児 院	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	172.24 m ²
鳥取県米子市東倉吉町140 番地1外	保 育 園	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,006.38 m ²
鳥取県米子市錦町一丁目127 番地	児童福祉施設	鉄筋コンクリート造か わらぶき2階建	1,163.93 m ²
小 計		8 棟	5,130.30 m ²
島根県出雲市今市町字半ヶ 沢284番地2外	保 育 所	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,211.98 m ²
島根県鹿足郡津和野町後田 口66番地15外	保 育 所	鉄骨造かわらぶ き平家建	933.83 m ²
小 計		2 棟	2,145.81 m ²
岡山県岡山市北区天神町6番	園 舎	鉄筋コンクリート造ア スファルト葺3階建	1,533.48 m ²

地 103	寄 宿 舎	鉄筋コンクリート造 銅板葺 3階建	674.02 m ²
小 計		2 棟	2,207.50 m ²
広島県呉市和庄登町5番地3	保 育 所	鉄筋コンクリート造合 金メッキ鋼板ぶき3 階建	1,079.59 m ²
	倉 庫	コンクリートブ ^レ ック造 陸屋根平家建	12.13 m ²
小 計		2 棟	1,091.72 m ²
高知県高知市新本町一丁目 165番地外	ベビーホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	787.38 m ²
	洗 濯 場	鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1 階付平家建	126.00 m ²
	幼児教育室	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	1,073.37 m ²
高知県高知市栄田町三丁目5 23番地	養護施設	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	130.91 m ²
高知県高知市新本町一丁目 161番地	寄 宿 舎	木造合金メッキ鋼 板ぶき 2階建	107.54 m ²
高知県高知市新本町一丁目 162番地1、161番地	保 育 所	鉄骨造陸屋根 3 階建	1,277.01 m ²
小 計		6 棟	3,502.21 m ²
広島県廿日市市地御前字田 屋299番地1、1895番地	児童養護施設 (園舎)	鉄骨鉄筋コンクリート 造陸屋根瓦葺2 階建	1,566.11 m ²
広島県廿日市市地御前字田 屋299番地1、1895番地	児童養護施設 (講堂)	鉄筋コンクリート造瓦 葺陸屋根2階建	404.90 m ²
広島県廿日市市阿品台一丁 目3035番地9	児童養護施設 (保育室、食 堂)	コンクリートブ ^レ ック、 鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	602.12 m ²
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	1,335.41 m ²
	居 宅	木造瓦葺2階建	123.38 m ²
小 計		5 棟	4,031.92 m ²
合 計		31 棟	22,564.25 m ²